

第二十七回国会

大蔵委員会議録

(四四)

昭和三十二年十一月七日(木曜日)

午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金

理事高見 三郎君 理事藤枝

理事平岡忠次郎君 理事横錢

足立 審郎君 大平

奥村又十郎君 加藤

川野 芳満君 杉浦

竹内 俊吉君 内藤

中山 榮一君 古川

前田房之助君 山本

有馬 麟武君 勝市

石野 久男君 神田

春日 一幸君 大作君

久保田鶴松君 竹谷源太郎君

横山 利秋君

大藏政務次官 坊 秀男君

大藏事務官 原 純夫君

大藏事務官 酒井 俊彦君

銀行局長 川出精一君

(主税局長) 原

(急務局長) 久代田区役所

國稅局長官 渡邊喜久造君

通商産業事務官 石田 正君

事務代理 杉村正一郎君

委員外の出席者 専門員 植木 文也君

大蔵

委員会

十一月六日

昭和三十二年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律案

(平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第三号)

公當簡易火災保険事業実施促進に関する法律案

(第三号)

十ー月六日

公當簡易火災保険事業実施促進に関する法律案

(平岡忠次郎君外十三名提出、衆法第三号)

社団法人日本病院協会長臨時代理塙沢総一(第七六号)

果樹の塗霧害対策に関する陳情書

(高知県知事薄瀬巳外七名)(第八七号)

局納みつまたの生産者価格に関する陳情書

(高知県議会議長昌中芳雄)(第九〇号)

陳情書(高知県議会議長昌中芳雄)

昭和三十二年十二月一日同月三十一日までの間に同

該当する個人が昭和三十二年十二月一日同月三十一日までの間に同

昭和三十二年の年末の賞与等に対する所得税の臨時特例に関する法律

(昭和二十二年法律第二十七号)第一条第一項の規定に

該当する個人が昭和三十二年十二月一日同月三十一日までの間に同

いときは当該俸給等の金額)に相当する金額を限り、所得税を課さない。同項に規定する個人につき年未の賞与がない場合においては、当該個人の俸給等についても、五千円(当該俸給等の金額が五千円に満たないときは当該俸給等の金額)を限り、また同様とする。

この法律は、公布の日から施行する。附則

本案施行による減収見込は、約六十億円である。

本案施行による経費

本案施行による減収見込は、約六十億円である。

本案施行による経費

案されて参りましたが、種々の事情によりまして今日まで保留されて参りました。従つて今回は、各方面的期待をきわめて強いものでございまして、各位にこの点について深甚なる御考慮をわざわざしたく提案をするものでございます。

この法律の目的は、年末貸与ないし賃金等の給与所得のうち、せめて五千円までは免税にして、これらの人々の生活を幾らかでも潤したいというものでございます。この法律案により推算される減収額は、おおむね六十億円程度と存じます。この程度の措置は、政府において何らかの措置を講じ得られるものと存じます。

以上がこの法律案を提出いたしました理由でござります。何とぞ御審議の上、御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○山本委員長 この際年末徵税に関する件につきまして、平岡忠次郎君より発言を認められておりますので、これを許します。平岡忠次郎君。

○平岡委員 私は、この際中小企業に対する年末徵税に関する件について、本委員会において決議をされんことを提案するものであります。

○山本委員長 中小企業に対する年末徵税に関する決議案

本委員会は、政府に対し次の事項について善処されることを要望する。

最近の中小企業の経営の実情にかかるとき、中小企業に対する諸般の施策の効果を損い、不測の混乱を起すおそれがある。

よつて、年末徵税に当つては、苛酷に亘らぬよう財産の差押、競争並びに物件の引揚等については、税務当局は特に慎重を期せられたい。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛成あらんことを望みます。

○山本委員長 お諮りを申し上げます。ただいま平岡忠次郎君より提案されたました中小企業に対する年末徵税に関する決議案を本委員会の決議として決定するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。

以上であります。

○山本委員長 以上をもちまして提案理由の説明は終りました。本案に対する質疑は後刻に譲ることといたしま

す。

○山本委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りを申し上げます。

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

○山本委員長 なおたまいま議決しました決議に

ついての議長に対する報告及び政府に

存じます。

○山本委員長 次に、参考人招致の件

についてお諮りいたします。

春日委員より、過日設立されました

不動産銀行につきまして、その後の運

営の経過等について説明を聴取するた

め、同銀行の責任者を参考人として本

委員会に出席を求める旨の申し出が

ございました。さよう取り計らうこと

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

なお参考人の選考並びに出席を求める日時等につきましては、委員長に御

一任願つておきたいと存じます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

○山本委員長 次に、国税庁における

查察行政の問題につきまして質疑の通

告がござりますので、これを許しま

す。横山利秋君。

○横山委員 ただいま設置することに

決定をいたしました小委員会に関連し

きたいと存じますが、御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。では、後刻委員長において公報をもって御指名いたします。

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

○山本委員長 なおこの際、小委員及び小委員長の辞任並びに補欠選任等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願つておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

○山本委員長 なおこの際、小委員及び小委員長の辞任並びに補欠選任等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願つておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

○山本委員長 なおこの際、小委員及び小委員長の辞任並びに補欠選任等につきましては、あらかじめ委員長に御一任願つておきたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

○山本委員長 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めま

す。よつてさように決しました。

て、今日の税の執行の面について、二、三長官及び大蔵省に質問をいたしました。先般大臣に質問をいたした点であります。その変遷が、いろいろあると同様に、税務執行における行政面、あるいはその機関面の変遷もいろいろ重なってきておるわけであります。その変遷を私ども解釈いたしました。先般大臣に質問をいたしました。は、要するに、戦後税制の変遷があります。その変遷を私ども解釈いたしました。いろいろあると同様に、税務執行における行政面、あるいはその機関面の変遷もいろいろ重なってきておるわけであります。その変遷を私ども解釈いたしました。先般大臣に質問をいたしました。は、後刻委員長において公報をもつて御指名いたします。

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさように決しました。では、後刻委員長において公報をもつて御指名いたします。

税申告、重加算税申告といった加算税等の関係がそのほかに六億二千万円、合計二十二億という数字が出ております。いろいろ御意見があるようでございますが、確かに、終戦の直後数年間は、かなり税務行政自身から見まして、いろいろな混乱があつた、税金が税法の上におきまして重かつたせいもありましよう。またやみ取引が横行していたということもありますよう。いわば税金が正確に申告されないという事実がきわめて各所にあつた。従つて、いわばその查察といったようなことを実行して参りますと、どこにか何らかしらのきずが出てきたというのが、ある時期における一つの傾向だつたようになります。しかしお話のように、最近経済がだんだん安定していくにつれまして、かなり正確な申告が出てきておるというのが、一般的な傾向になつてきております。しかし、それにもかかわらず、その納税者自身にとりましては、いろいろなエキスキューズがあるのかもしれませんのが、なお正確な申告でない、しかもそういう不正確な申告をするために、あるいは張上げを脱漏させてみましたり、架空仕入れを作つてみたり、そうしたような事例が間々現在もあります。むしろこういうような姿になつてきたのにかかわらず、なおかつそうした詐偽不正の行為によりまして脅迫する、こういった人がまだある限りにおきまして、やはり查察ということが残されているのはやむを得ないと思いますし、同時にそういうような姿になつて、むしろ查察というものの本来の意味がはつきり現事態において出てきたのではないかうか、と申します

のは、いわば犬も歩けば棒に当るといった調子で、至るところに税金の正しくない申告が出ていたという時期が過ぎまして、そして大部分の場合におきましては、正しい申告が出されていました。しかもその間にあって詐偽その他不正の行為によって税金を免れよう、こういうような場合におきまして、そういう人たちに対しまして、やむを得ざる手段として査察という制度があるのは、私はむしろ現状においてはやむを得ざる必要じやないか、かようになります。

○横山委員 比較論として悪質だ
の第二の質問に対する答へは、特徴的な例というものはない。要すれば、経済が正常化し、申告が正確になつてきている中で存在しておるもの、比較論としてより悪質である。だから、査察の存在がよりあり得るものだ、こういうことでござりますか。

○渡邊政府委員 比較論として悪質だ
というのが、私にはお話を趣旨がよくわかりませんが、いわば世間一般、至るところで税金がごまかされていたらというような時期は、もう去りまして、そうして、むしろ大部の人がまじめな申告をして下すっている。そういう時期にもかかわらず、詐偽その他不正な行為によつて相当の税額を脱漏している、こういったような場合におきまして、やはりそれなりに、税法に一応規定をないものにするのがいいという御議論までいくのかどうか、私よく知りませんが、しかし脱税犯の規定ではね、横山委員の御趣旨は、脱税犯の規定をないものにするのがいいという御あるわけであります。これは昔から

はどういうものであるか、抽象的な言
い方でありますと、査察といふもの
が、先ほど申しましたように、その企
業なりその商社の業務の執行を結果に
おいて停止し、甚大な損害を与える。
それがかりに白であっても黒であつて
も、それによって受けける被害というも
のはかりしがたいものがあるではな
いか。そういう中でなおかつ査察を実
行するに当つて、あなたの方としてど
ういう条件を具備したものを査察をす
るかという点をお伺いしたい。

○渡邊政府委員 私の方で査察に着手
するにつきましては、お話しのように
一応査察に着手しますと、その業者の方
には相当な影響が出てくるわけで
す。従いまして、われわれの方といた
しましても、査察の場合におきまして
は、特に着手については慎重を期して
おります。従いまして、それではどう
いう系口から出発するか、こういうよ
うな御質問のように思いますが、大体
税務署、あるいは調査課、あるいはそ
ういった局の法人税課、所得税課等で
仕事を見て来ていますが、それらのところ
で一般的の調査をやってみまして、そし
てどうも一般の調査では納得できない
ような数字が出てきている、こういっ
たような場合、あるいは投書その他の
ことでいろいろなきっかけが出ること
がありますが、調査課あるいは税務署
の方の調査でどうも納得できないと
いったようなものが出てくる場合があ
ります。と申しますのは、調査課にし
ましてもそうですが、特に税務署等で
おきましては、仕事のボリュームと
それから人員との関係がありまして、
一つの納税者について、そう長い時間
をかけてとことんまで調査し得るだけ

のゆとりがございません。従つて、ある程度まで調査を進めました場合において、どうもこれはちよつと納得できないけれども、しかし税務署の手ではもうちよつとおえぬこういったような問題があります。これを要するに局の調査监察部の方へもつてくるわけです。一応どうもいろいろな疑わしい点が出てくるという場合におきまして、まずもつて相当内偵という段階をやります。これは、監察資料を集めますとか、いろいろなところでもつて数字をすつと詰めています。そうしますと、どうも向うの方の帳簿その他の記載されている事項とつま合わぬ点が出てきている。しかし、単純な調査ではこれはどうも突き破れそうもないという場合に、裁判所の方に令状をいただきまして、一応強制調査に入る、こういうことをやってきております。われわれの方といたしましては、先ほどもお話しのように、理解と納得によって税務行政を執行していくべきだ、あるいは合理的な方式によって執行していくべきだ、これは私も全然あなたと同じような意見を持つております。しかし、それは大部分の納税者については、それで問題はいいのです。原則的にはそれだけこうなんです。しかし、先ほど数字でちよつと出て参りましたように、一応それだけでもかないきれないある特殊な納税者が相当数あるわけであります。この方々につきましては、遺憾ながらやはり监察といったようなことによつて、こういった将来そういう詐偽不正で脱税するようなことのないようにならう反省をも求める意味におきましても、やはり监察というやり方をとるべきじゃないか、こう思つて

のものばかりで、なるべく簡潔に答弁していただきたい。

今最後のところですが、現在の自分たちの実績においては、大体においては多少の脱漏額があるから、完全な白であつたものはないようだから、損害賠償の必要はない。こういう議論のように思うのです。これは、われわれは今税法関係諸法を改正する必要がないかどうかという議論をすることになりますれば、今ないから必要がないという議論は納得ができると思うのです。今あなたが引用されました国家賠償法についても、この国家賠償法が、かりに白だつた場合において適用をされ得るか、疑問があります。一方憲法四十条に「何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。」こういうふうに規定され、また裁判所では、被疑者補償規程を設けて、そして、疑いがあつたけれどもこれは免罪だという場合には、補償をしておるわけです。ひとり税法の部面においてのみ事実問題として争いのあるところであります。私が一事件にしても白だつた場合において、賠償を要求する権利がないということはいかがなものであろうか。私は、国税庁に持つておる人々の、査察を実施するに当つての心理状態、それから実際の運用状態といふものは、何といつてもやつぱり問答無用という形において行われることは事実であります。今まで私は、査察を中心にして言っておりますけれども、の中には、特調班

の行動についても、多くのその心理状態
というのはどうかがわざとおるわけです。今日の納税者の立場といふもの
は、大体あなたも正確な申告をされ
ようになつてきましたと、いう判断をしてお
られるのであります。かりに納税者が
完全に行われておるのは源泉徴収のもの
のが大多数ではないかというふうな感
じがするわけです。そこで、この賠償
規定というものの必要がほんとうにな
るものであろうかどうか、これは査察官
を担当しておられる長官にお伺いする
よりも、大蔵省の立場、あるいは政府
の立場から一回お伺いをした方がいい
と思いますが、ただいま私と渡邊長官
との論議をお聞きになつて、きわめて
常識的な性格を持っておられる次官
が、この問題をどういうふうにお考え
でありますようか、お伺いをいたした
いと思います。

にそうした関係が特殊なものになつてゐるわけじゃない。普通の刑事犯罪の場合の捜査とか、あるいは逮捕勾留、こういった問題で適用されているわけに対して、別に脱税犯について特にそこが欠けているわけでもないし、それ以上のものでもない、これだけをとりあえず申し上げておきます。

○横山委員 いや私の言うのは、誤解があつたかも知れませんが、長首も御存じのように、たしかあれば、日数において、一日二百円以上四百円以下であるということと、あなたもお話しなさつていらっしゃると思います。私の聞いておる問題は、検察を受けあるいは特調班の取調べを受けた場合には、数日間数人ないしは数十人の包围攻撃の中で、それこそ問答無用といふふうに行われ、それによって信用を失墜し、業務がストップし、そういう物心両面の損害は、とうてい今の状況においては救われないという立場に立つておるのであります、それを合めて、次官から御答弁をいただきたいと思います。

○坊政府委員 ただいま国税庁長官からお答え申したことで、大体の筋は御了解承認えたことだと思いますが、横山委員から検察の制度につきまして、非常に含蓄ある御質問を承つたのであります。大体私は、この検察の制度度というようなものはないよな世の中が非常に望ましいと思う。だけれども、今の徴税制度といふものは申告納税ということになつておりますから、そのうらはらいたしまして、もう検

察することは全然いらぬ、脱税、逋税、というふうなものは全然ないというふうな世の中は、非常にけつこうなうものには期したい。そういうような場合に、うらはらとしてこの监察の制度、正宗の刀を抜くということは、これは抜かぬ方がいいにきまつておるのをございますが、やはり抜かなければならぬといふことが、きわめてまれなケースとしても絶無を期したいといふので、监察の制度というものも、いやいながらなければならぬといふとであろうと思うのです。そこで、だんだんと监察を実施せられて、そうしてあるいは告発をされるとか、そういうふたようなことがだんだん少くなつてきてくれるとは、大へんけつこうなんざと申しますが、それじや今この监察の制度といったようなものをやめてしまいますと、これはまた人間のあさましさと申しますか、あさはかさと申しますが、またそういった場合があえてくるというような意味におきまして、监察の制度といふのは、脱税に対するその特定の場合を、これを処分するとか、処罰するとか、あるいは税金をとるとかといふこともむろん监察の目的でありましょけれども、そういうふたよくなとの起つてくる一般的の予防を监察の制度がやつておるというふとも、相当これはウエートを大きく看えなければならない、かように思うのです。ところが今横山委員からおつしやられました、この监察制度運用をするに当りまして、いろいろ御指摘のような、無辜の納税者にいろいろな措

納税者側からいいますと、協議団へ申請をする、あるいは苦情処理をする、特に協議団では、大体こういうことだといふに協議団の態度がある程度きまるとして、國税局なり、何の人でもこういっているのだからもうそれ非常に期待を持つと思う。ところが協議団の決定というものは、結局國税局長が最終的決定をするのであります。國税局長の気持としては、やはり主導部の気持を尊重する、そういう氣持はどうしてもやむを得ない雰囲気だと思います。そのため、國税局の協議団に対する信頼感というものが、やや停滞をしておるような雰囲気があるのであります。これは、私は一つには制度の問題、一つには人の問題、二つある時期においては非常に伸びていていたけれども、最近においては、やや停滞をしておるような雰囲気があるのであります。これは、私は一つには制度の問題として出てきたものであるにかかわらず、中途半端なものにそれをしてしまったために、かえつて稅務に対する迷いが双方の中にも生まっているのではないかと思うのです。結論的に申しますと、私の考え方としては、協議団には老練な人、あるいはある時期に言われた民間人としての気持を持った人、そういう人たちが出てきて、情理に徹した判断をするといふことが持ち味、そういうところをねらったのではないかと思うのであります、現在行われております雰囲気といふものは、何といいますか、法律を運用するに当つて、いい意味の落ちこぼれがないかどうかという点を調べて、そうして法律通りこれを実行する、こういうことに墮してしまってい

るのではないか、それだったら、第一線部隊の方がよほど話がわかる、こういう結果になつてはいるのではないかと思ひます。私は協議団の存在を否定するものではありません。協議団の存在を認めると、民間人も一つ含めたらどうか、そして情理に徹した稅制の運用をはかるというのであれば、これは現在の運用と違うのではないか、現在はそうなつてはいないのではないか、こういう感じがしてならないのであります。ですから、協議団のあり方に制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのではないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。結論的に申しますと、私の考え方としては、協議団には老練な人、あるいはある時期に言われた民間人としての気持を持った人、そういう人たちが出てきて、情理に徹した判断をするといふことが持ち味、そういうところをねらつたのではないかと思うのであります、現在行われております雰囲気といふものは、何といいますか、法律を運用するに当つて、いい意味の落ちこぼれがないかどうかという点を調べて、そうして法律通りこれを実行する、こういうことに墮してしまつて、だけそれも科学的、合理的にやってい

く、これはもう私は当然そらるべきだと思いますが、査察の問題として出で参りますのは、その中のきわめて特殊なケースが、やはり片方でそうした強制調査ということにならざるを得ない問題なんですから、従つてこの場合におきましても、やはり、やむを得ず強制調査ということにならざるを得ないんじやないか、こういうふうに思つておられます。ただ稅務行政全体を、で合におきましても、やはり、やむを得ず強制調査とか、そういうものを必要としないような方向にあります。ですから、協議団のあり方に制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのでないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。結論的に申しますと、私の考え方としては、協議団には老練な人、あるいはある時期に言われた民間人としての気持を持った人、そういう人たちが出てきて、情理に徹した判断をするといふことが持ち味、そういうところをねらつたのではないかと思うのであります、現在行われております雰囲気といふものは、何といいますか、法律を運用するに当つて、いい意味の落ちこぼれがないかどうかという点を調べて、そうして法律通りこれを実行する、こういうことに墮してしまつて、だけそれも科学的、合理的にやってい

○渡邊政府委員

前段は御質問ではございませんでしたが、一言申し上げたまえんが、そういう人たちが入つてやつておる協議団から、早く直稅へ帰りたいとか、本筋のところへ帰りたいといふのを必要があるのではないかと思われるのです。そこで、いかがであります。それから御質問の協議団のことであつて制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのでないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。結論的に申しますと、私の考え方としては、協議団には老練な人、あるいはある時期に言われた民間人としての気持を持った人、そういう人たちが出てきて、情理に徹した判断をするといふことが持ち味、そういうところをねらつたのではないかと思うのであります、現在行われております雰囲気といふものは、何といいますか、法律を運用するに当つて、いい意味の落ちこぼれがないかどうかという点を調べて、そうして法律通りこれを実行する、こういうことに墮してしまつて、だけそれも科学的、合理的にやってい

く、これはもう私は当然そらるべき上昇るのが、当然とも思つておりますが、査察の問題として出で参りますのは、その中のきわめて特殊なケースが、やはり片方でそうした強制調査とか、そういうことをしならざるを得ない問題なんですから、従つてこの場合におきましても、やはり、やむを得ず強制調査とか、そういうことをしならざるを得ないんじやないか、こういうふうに思つておられます。ただ稅務行政全体を、で合におきましても、やはり、やむを得ず強制調査とか、そういうものを必要としないような方向にあります。ですから、協議団のあり方に制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのでないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。それから御質問の協議団のことであつて制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのでないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。結論的に申しますと、私の考え方としては、協議団には老練な人、あるいはある時期に言われた民間人としての気持を持った人、そういう人たちが出てきて、情理に徹した判断をするといふことが持ち味、そういうところをねらつたのではないかと思うのであります、現在行われております雰囲気といふものは、何といいますか、法律を運用するに当つて、いい意味の落ちこぼれがないかどうかという点を調べて、そうして法律通りこれを実行する、こういうことに墮してしまつて、だけそれも科学的、合理的にやってい

く、これはもう私は当然そらるべき上昇のが、当然とも思つておりますが、査察の問題として出で参りますのは、その中のきわめて特殊なケースが、やはり片方でそうした強制調査とか、そういうことをしならざるを得ない問題なんですから、従つてこの場合におきましても、やはり、やむを得ず強制調査とか、そういうことをしならざるを得ないんじやないか、こういうふうに思つておられます。ただ稅務行政全体を、で合におきましても、やはり、やむを得ず強制調査とか、そういうものを必要としないような方向にあります。ですから、協議団のあり方に制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのでないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。それから御質問の協議団のことであつて制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのでないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。結論的に申しますと、私の考え方としては、協議団には老練な人、あるいはある時期に言われた民間人としての気持を持った人、そういう人たちが出てきて、情理に徹した判断をするといふことが持ち味、そういうところをねらつたのではないかと思うのであります、現在行われております雰囲気といふものは、何といいますか、法律を運用するに当つて、いい意味の落ちこぼれがないかどうかという点を調べて、そうして法律通りこれを実行する、こういうことに墮してしまつて、だけそれも科学的、合理的にやってい

く、これはもう私は当然そらるべき上昇のが、当然とも思つておりますが、査察の問題として出で参りますのは、その中のきわめて特殊なケースが、やはり片方でそうした強制調査とか、そういうことをしならざるを得ない問題なんですから、従つてこの場合におきましても、やはり、やむを得ず強制調査とか、そういうことをしならざるを得ないんじやないか、こういうふうに思つておられます。ただ稅務行政全体を、で合におきましても、やはり、やむを得ず強制調査とか、そういうものを必要としないような方向にあります。ですから、協議団のあり方に制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのでないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。それから御質問の協議団のことであつて制度的に、法制的な立場について改善を加える必要があるのでないか、また協議団におられる人が、何か主流的な系統からはずれた、うば捨て山みたりたいとか、本筋のところへ帰りたいなど、そういう心理があつては、これはもう通用ができないのではないか。この両方面から、協議団の運用について改善を加える必要があるのでないかと思われるのですが、いかがであります。結論的に申しますと、私の考え方としては、協議団には老練な人、あるいはある時期に言われた民間人としての気持を持った人、そういう人たちが出てきて、情理に徹した判断をするといふことが持ち味、そういうところをねらつたのではないかと思うのであります、現在行われております雰囲気といふものは、何といいますか、法律を運用するに当つて、いい意味の落ちこぼれがないかどうかという点を調べて、そうして法律通りこれを実行する、こういうことに墮してしまつて、だけそれも科学的、合理的にやってい

理、そういうものを税務行政の中から抜拭をすることが必要ではないか。とことんまでいって、それでは、この

律の適正な執行しかないのです。たゞ、要するに協議団が主管部課と違つた役割をしているのは、協議団としてもう少し広い觀点に立つて、あるいは納税者の方の言い分を十分その氣持に

変っているものではございません。全体としまして、査察の場合におきましても、調査の場合におきましても、必要以上に納税者の方に強制する、御迷惑をかけるというようなことのないよ

ら告発してもらいたいということを、今もって嘆願しておるわけです。差し押さえをされた膨大な在庫品は、もう伸びきらなくなってしまった、南モールでも売もできなくなってしまった。しかも南モールに付けていた、

上げた調査を受けて、それが直接的な原因として自殺をされた納税者のお話を、とつくなあなたは御存じのはずだと思って、そういうことを前提にして話ををしておったのでありますけれども、相手によって、二十歳、三十五歳

く言つておりまして、いろいろお話をありまして、一体査察官なり調査官の態度はどうだつたといふような点をよく伺うのですが、最近におきましては、全体としてその辺はかなり改善されてきているのではないか、そういうふうに私は思つております。

○神田(大)委員 先ほど乗横山委員から査察の問題等について御質疑がありましたが、私は、査察をして白となつた場合において、国税庁がそれをそのままにして、納税者に多大の損害をかけっぱなしにしておくというようなことは、何らかの方法でこれを是正しなくちやならぬと思う。脱税の場合もそうであると思うのでございますが、酒類に類似しておるということで、三年前に査察をして、何百万という類似品を差し押さえました。それが白とも黒ともつかないで、三年間もおつぱり出されておる。業者の方は、早く告訴して黑白をつけてもらいたいということを、何回となく国税庁に申し入れて、白とも黒とも判断をつけないで、しかも何百万という品物をそのまま差し押さえをしておる、そのために、商売をすることができず、やめてしまつた、こういうようなケイスがあるわけです。その人は、非常に温厚といいますか何といいますか、何回か足を運んだけれども、法的手続はその後もとらわれていなさい。税務署の方で告発するな

う一つの税務署の権限でそれをやつておられるに反して、それで済むという判断を下さない、それが反ではないとかいう判断をしてしまって、それで済むことになります。そういうことをやついても、査察といふ税者や業者にかけることだらうと想う。こういうことに対しまして、どういうふうにお考えになつておりますか。

も、従事しないとすれば、あれの与え
ておる影響というものは相当大きいの
でありますから、一つ一回実情を十分
に御調査なさることを私はお勧めした
いのであります。これが結局先ほど言
いましたように、税務署の調査——特
調あるいは検察等を受ける側の心理と
いうものが端的に表現されておる。極
限的にそれが表現されたのが、今度の
自殺だと思つております。その人は、
青色申告会の副会長をなさつておる人
です。副会長をなさつておる立場とい
うものが、税務署のそういう調査を受
けたということと、責任感もあり、ま
あ割合に私の聞いたところでは、おと
ない人だそうです。自分が、自分が
そういうことをやつておつて、調査を
受けたというところに直接の導火線が
あるようであります。その家における
納税がどういうふうになつておるか、
私は全然知りませんけれども、しか
いすれにしても、その経緯というもの
は、今日の税務行政において考えるべ
き義務があると思いますから、調査を
して善処されんことを要望するもので
あります。

しは法規に基づかずして行なつております。す刑務所内における事業、それによる収益、そういうのは税制の部面からどうしたことになつておるかということを、御調査を依頼しておきましたが、ますその報告を承ります。

○原政府委員 昨日承わりましたので、十分な調べはまだできておりませんが、ただいまわかつておる限りのことを申し上げます。囚人自身が作業をやつております関係は、これは、作業の収支は国の一般会計でやつておるはずでございます。従いまして、事業の所得の関係は課税の問題とはなりません。囚人がその中からある程度の褒賞金と申しますか、名前は私はつきり知りませんが、それをもうわけでありますが、これには課税の対象になるほどのものはないようでございます。それから外郭団体の中では、差し入れ関係の仕事をしておる団体があるようでございます。これは、矯正協会とかいいますが、これには課税の対象になるほどの名前で、財団法人になつておるそうです。それが差し入れの品物を扱う。これは、もちろん物品販売業になるわけでありますから、すでに課税関係があるものとして申告が出ておるようになります。ただし繰り越し欠損をだいぶ持つておるというようなことがあります。とにかく税の面にはつながりがついておるようでございます。なおそのほかに、おそらく人格なき社団といふものになるだろうと思ひますが、実際上刑務所内で残りの食糧を飼料にして、豚を飼うというよなことによつて若干の収益を上げるといふような関係があるようでござります。この辺は、先般制定していただきました人格なき社団の収益行為とし

て、課税の対象になるかどうかなど問題があつうと思います。突然と聞きまししたことでは、かなりそのにおいを、御調査を依頼しておきましたが、もう少しあく調べましてお答えするよう——これは私がお答えするよりも、国税庁長官の方でおやりいただけであります。しかもその物品といふにいくかどうか調べていただきたいことにならうと思つております。概略申し上げると、さようなことになり

も、国税庁長官の方でおやりいただけであります。それが一般的に繰り越し欠損になつておつて、そうして収益が上つた場合に、全部それを国で収益が上つた場合に、全部それを国で収益が上つた場合においては、いさきか私は今までの常識からはずれておるのではないかと思ひますが、その点、いかがなも

り方といふものは、まさにこれ独占事業であります。しかもその物品といふものは、非常に高いのであります。まさに大衆収奪といいますか、囚人収奪が行われておるということは、今日の定評であります。これが一般的に繰り越し欠損になつておつて、そうして具体的には課税の対象になつていないのであります。それは、その物品といふにいくかどうか調べていただきたいことにならうと思つております。概略申し上げると、さようなことになり

ます。どういう場合ならばどうなるかと申しますが、次会に一つ法務省ないうことを、一つお聞かせ願いたい。○原政府委員 それは、実際に調べておられるにつけては、嚴重な制限がある召喚をしていただきまして、税務当局と相並んで回答するようにお取り計らひをお願いいたしたい、こう思いました。

○山本委員長 委員長の手元で善処いたします。

○井上委員 関連して、二つほど質問

しておきますが、大体の

年までの状況を簡単に御説明願いたい。

○井上委員 ちよつと今資料を探

しておきますが、大体各酒について

申上げますと、清酒につきまして

をいたしたいと思います。一つは、本

年までの酒税の増減の傾向はどうなつてお

りますか、酒の税金の入り工合はどうなつてお

酒全体の需要といふものは、全体的に高まつておるという趨勢が、徴税の実績から推定されると思ひますが、そなりますと、来年度の酒米の増石は一体どういう検討を始めておりますか、増石をいたしますか、増石はいたしませんか。

○渡邊政府委員 まあ酒といふ申しましても、酒税の中に入つて參りますものの中には、清酒、しそうちゅう、合成酒、ビール、雜酒と、それぞれ各種類によつて傾向が違つてきております。一番大きく伸びておりますのがビールであります。それで、これは予算が二百七十五万石で組んであります、二百七十五万石より今年の実績ですが、二百七十五万石より上回るのであります。それから合成酒の方、しそうちゅうの方。合成酒は多少ふえておりますが、しそうちゅうは足踏み状態。それから、雜酒は、これは二級ウイスキーを中心にして相当伸びております。雜酒のもつの方の大株主である甘味ブドウ酒、これは赤玉ポートワイン的なもの、これはちよつと頭打ち。井上さん

の一番の問題とされる清酒であります。清酒は、やはりある程度需要も増加の姿にあります。ただいろいろ問題があるのですが、市場は非常に軟弱であります。かなり買手市場になつております。かなり手持ちが相当ありますので、それを考慮しながら、来年の生産をどの程度に考えたらいいのだろうか、こ

ういうことになりまして、今われわれの方でも検討しておりますし、業界の方でもいろいろ議論しております。少くともわれわれの方として、この程度が適當であろうという結論はまだ出しておりますが、去年は三百三十万石

作つた、これより少いのはおかしいぢやないかとは思つておりますが、どう

なります。ただその程度をもつてみると、業界の方でも、減石論からかなり大幅の増石論まで非常に議論のあるところ

であります。もう少し慎重に検討してみるべき問題だといふうに考えております。

○井上委員 民酒を中心にして、間接税の減税の問題が相当やかましい問題とあります。昨年来憂慮してきておりまして、問題は、相当売れ行きが伸びておりますから、当然一部減税をしてもいいで

はないかという意見も起つておるわけあります。今御説明によりますと、ビール、雜酒を中心として相当伸びて

おるし、かつ清酒におきましても、いろいろ取引関係においては、なかなか地城的に問題があるようであります。

ただ関西から以西九州の方は、どうも取引関係がおもしろくない、反対に関東、東北の方は、大体においていいと

いう情勢でないかといふことがいわれております。そういう情勢で、業界の方でもいろいろ来年度の増石割当について議論をいたしておることは、今御説明の通りであります。いざれにい

たしましても、結論的には、そう上回る大幅な増石はないにしても、二万石、三万石の増石は大体予想されるのじやないかといふことが見通されるのであ

ります。そこで、この増石を一体どう割当

るかという問題になると思うのであります。この際特に願いをしておきたいのは、戦前酒類の統制が非常に強化され、企業整備されましたときに振り落されたものが、終戰十年にしてやつと復元化し、復活酒造者ができました。この復活酒造者の復元にあたりまして、前平田国税局長官は、できるだけ公平な方法で復元の割当をきめてやりたい、こういう御同情ある御発言をされ、業界の方々も非常に安心をしておつた。ところが、いろいろ業界の内

部も千差万別でありますと、分れる方の母常に大きいところ、また非常に小さいところ、いわゆる整備統合いたしましたときには、非常に大きな石数を持っておりまして、いろいろ繋合統合いたしましたときと小さく分れていたけれども、なかなか問題があつて、

一様に公平なことにいかなかつた。さ

て、実際本日あなたの方から復元に関する資料をいただいたのですが、この

資料によると、全体で復元の解決割合は六五%の平均にしかなつていな

い。特に関東信越地帶、これはわずかに五二%、それからいま一つ広島国税

局管内は五二%，この二地方が非常に少い。このために、せつかく復元復活をいたして戦前の業界に立ち返ること

ができましたけれども、割当造石数が

増石が相当予想されるということになります。たゞいま申し上げます酒造米の復元をいたしました零細酒造者に何

ばかりの割当をいたしましたが、何とか成

り立つていく酒造ができるますような処置を講じられるものかどうか、この点

に対する長官の御意見を伺いたい。

○渡邊政府委員 復活復元の問題は、お話しのようく業界でも非常に問題の

ことで努力して参りまして、現在に至つて、まあ一応ある程度問題は片づいてきたのですが、ただ今関東信越の

お話をめぐらしくして、それが問題をむづかしくしている。それからもう一

つ、これも戦争中に行われたことだつたんですが、一時関西の方でもつたん

作つた酒を関東の方へ持つてくるといつたところではないか。御顧旨は一応

お話をめぐらしくして、それが問題をむづかしくしている。それからもう一

つ、これが問題をめぐらしくして、それが問題をむづかしくしている。それからもう一

ては、すべてときを移さず打って参るという考え方で対処したわけであります。本件の輸出所得控除の割増しです。そういう意味で、速急に効果を表わしたいというところから、この根本的な方針を政府部内で腹をきめました時分に、その時期以後の輸出については、割増しを与えるようにして持つて参りたいというふうに考えたわけであります。もちろん、これは国会においてそのように法律をお定めいただくということを前提とするものであります。が、事態が緊急であり、かつ必要もきわめて強く認められましたので、後刻八月一日からの輸出について優遇を与えて得るような法律案をお願いするというこ

とを決心してきました。従いまして、今回出しておられます法律案にも、八月一日からの輸出についてこれを適用するということが、なるべく早い機会にお願いいたしております。そういうものとしては、やはり通常国会を待つて出すというのではなくて、機会あり次第に、この会期にぜひ出さなければならぬということはないと思つたのです。なまじましようが、しかしよく検討します。

○平岡委員 まあ輸出を増進させるための刺激になるようにという法律案でございましょうが、しかしそく検討しますと、この会期にぜひ出さなければならぬということはないと思つたのです。それよりも、この議会に提案されると、粗税特別措置法正案の骨子といいましょうか、大体の事柄が、すでに先月新聞に発表されています。私どもは、これは非常にふに落ちないのです。新聞に発表されて、それをジャ

スティファイするためここに出してきました。そして強引に何とか通してくらうと思いますが、これにつきましても、極力割増しを与えるようにして持つて参りたいというふうに考えたわけあります。もちろん、これは国会においてそのように法律をお定めいただくこと

を決して既成事実を作つて押しつけるというようなつもりは毛頭持つておらない。かつたわけあります。ただ事態が非常に緊急であつて、なるべく早くこの輸出増進の効果を現わしたい、それには輸出が事態を救うのに一番大事なポイントでありますので、そういうふうに考えたわけあります。で、この法律案を出してしまして、過去にある程度さかのほつた時期から優遇を与えると

いうことにすることについては、通常の場合でしたら、そういうことはすべきではないというふうに重々思つたわけですが、事態が緊急であり、そなへど困った情勢を打開するというに一番大事なところであると考えて、あえてこういうふうな行き方をとり、そのためには、やはり世間にもそういうふうに知らなければなりませんので、閣議等で決定いたしましたことを

やつた会社と、それからやもうそんなりうからないところはやる必要はありませんが、これにつきましても、極力割増しを与えるようにして持つて参りたいというふうに考えたわけあります。が、この会期にぜひ出さなければならぬということはないと思つたのです。それよりも、この議会に提案されると、粗税特別措置法正案の骨子といいましょうか、大体の事柄が、すでに先月新聞に発表されています。私どもは、これは非常にふに落ちないのです。新聞に発表されて、それをジャ

スティファイするためここに出してきました。そして強引に何とか通してくらうと思いますが、これにつきましても、極力割増しを与えるようにして持つて参りたいというふうに考えたわけあります。もちろん、これは国会においてそのように法律をお定めいただくこと

を決して既成事実を作つて押しつけると

いうふうに考えたわけあります。が、この会期にぜひ出さなければならぬ

ことがあります。が、事態が緊急であり、そなへど困った情勢を打開するというに一番大事なところであると考えて、あえてこういうふうな行き方をとり、そのためには、やはり世間にもそういうふうに知らなければなりませんので、閣議等で決定いたしましたことを促進することを理由としているにもかかわりませず、前年度より輸出が減つても控除の恩典がふえるということは、どういうわけですか。

○平岡委員 そこが実は非常に苦しむところであります。が、それについては、こういうふうに考えたわけあります。まあ輸出をふやす、ふやした分だけ割増しをするというの是一応考えられる一つの大きな考え方で、私どもこの案を固めます段階には、そういうことを考えた段階もあるのであります。が、その際いろいろ出ました意見を御紹介申し上げますと、一つには、輸出がふえたといつても、去年なりあることは過去の何年間の平均に比べてふえたという、そのふえた額というのは、過去のその時期に非常に努力をして、過去の一定期間の輸出額を超えると

いうふうなことをやりますと、そこに実質上不公平が起るから、その不公平を緩和する。努力、それから努力しなかつたといううすぱりそのものの判定はつかねるから、やはりその場合に見ると、その内輪の見方を非常に潔癖なところはやる必要はないよ。国内に売れば、もう神武景氣でありますけれども、決して国会の審議を既成事実で押し通そうという気持でやつたのではないことは、そういうふうなことからもう一つおみ取りいただきたいと思う次第であります。

○平岡委員 私のファイトを鈍らせないことにして、これから質問をいたします。

五〇%にして、輸出標準額を半年分と
いうふうに何か常識を離れて規定した
りして、そのあげく法律の案文を読む
とわけのわからないようなことで、こ
ういうことを考えますと、どうもあま
りフランクな気持で聞けないような、
立案者のほんとうのねらいどころがど
こにあるかということにちょっと疑問
を持たれてもしようがないような法律
案だと思います。私どもとしますれば、
日本の貿易を振興させるということは
は、もとより念願しておりますところであ
りまして、あなた方とちつとも違いま
せん。しかし、從来は、ともすれば輸
出振興の美名のもとに、どうも不当な
施策が行われた節がないものでないで
す。私どもは、今度機会を得まして
ヨーロッパ方面を見てきました。そこ
で各國の輸出振興策というものを見ま
せん。近ごろ東京でかせがずいぶんは
やつておる。ワクチンが足らないか
ら、これはみんな養生をして、大いに
日ごろ頑健であつてほしいというよう
なことが、東京都の衛生局長がだか
のラジオ放送にありました。これ
は、やはり日本の貿易を振興させる上
において参考になる意見なんです
が、クチンだけではいかぬと思うの
です。どちらを一枚々々脱ぎ捨てさせ
て、体力自体を鍛えにも耐えるように
鍛える。こういうことが必要だと思
います。そういうことこそオーソドック
スの輸出振興策であつて、これを何か
つじつまを合せるために、結局大衆一
般の租税の犠牲において商社の勘定じ
りだけを合せておくことが輸出振興だ
といつたら、それはまるで本末倒置で

す。こういう点で、あなた方の今回出
された法律案に対しても、私どもはそ
う心から賛成だというわけにはいかな
いのです。特に八月一日までさかの
ばつてまでやらなければならないとい
うことは、私はまだ納得できません。
あなたの方説明でも納得できないのです
が、なお補足的に御説明いただければ
幸いです。

○原政府委員 基本的に、こういうワ
クチンでいかに対処するのではなく
て、からだだけでいいという考え方は、私ど
もも全然同感であります。常々税制上
の特別措置につきましては、そういう
税の優遇によって刺激を与えるという
ことが眼目であろう。政府としても、
ことよりも、やはり経済政策全般を大
きく援用して強い経済——これはこの
場合に限りませんけれども、そういう
ことを減らしていく、特に全体が重い現在
でありますから、そういう考え方でおり
ます。輸出激励につきましても、やは
り経済がうわつかないよう、そして
企業もうわつかないよう、商社もう
わつかないよう、そういう方向で強
い態度でいかなければならぬというよ
うな意味でわれわれは考えておりま
す。そこで、平岡委員の言われる点は全然同
感であります。従いまして、特別措置
の一環としての本制度についても私
どもとして、問題なく、たとえばよく
いわれますように、恒久的にやれとい
うような気持は持っております。まことにはずれ
てありますけれども、そういう事情に
おきますけれども、そういう事情に
免じてお許し願いたい、御了解願いた
いこととあります。従いまして、その辺は、
常道からいいますと、まことにはずれ
てありますけれども、そういう事情に
免じてお許し願いたい、御了解願いた
いこととあります。

○原政府委員 さて、あなたの方の今回出
された法律案に対しては、私どもはそ
う心から賛成だというわけにはいかな
いのです。特に八月一日までさかの
ばつてまでやらなければならないとい
うことは、私はまだ納得できません。
あなたの方説明でも納得できないのです
が、なお補足的に御説明いただければ
幸いです。

○原政府委員 基本的に、こういうワ
クチンでいかに対処するのではなく
て、からだだけでいいというワ
クチンでいかに対処するのではなく
て、からだだけでいいという考え方は、私ど
もも全然同感であります。常々税制上
の特別措置につきましては、そういう
税の優遇によって刺激を与えるという
ことが眼目であろう。政府としても、
ことよりも、やはり経済政策全般を大
きく援用して強い経済——これはこの
場合に限りませんけれども、そういう
ことを減らしていく、特に全体が重い現在
でありますから、そういう考え方でおり
ます。輸出激励につきましても、やは
り経済がうわつかないよう、そして
企業もうわつかないよう、商社もう
わつかないよう、そういう方向で強
い態度でいかなければならぬというよ
うな意味でわれわれは考えておりま
す。そこで、平岡委員の言われる点は全然同
感であります。従いまして、特別措置
の一環としての本制度についても私
どもとして、問題なく、たとえばよく
いわれますように、恒久的にやれとい
うような気持は持っております。まことにはずれ
てありますけれども、そういう事情に
免じてお許し願いたい、御了解願いた
いこととあります。

○原政府委員 さて、あなたの方の今回出
された法律案に対しては、私どもはそ
う心から賛成だというわけにはいかな
いのです。特に八月一日までさかの
ばつてまでやらなければならないとい
うことは、私はまだ納得できません。
あなたの方説明でも納得できないのです
が、なお補足的に御説明いただければ
幸いです。

○原政府委員 基本的に、こういうワ
クチンでいかに対処するのではなく
て、からだだけでいいというワ
クチンでいかに対処するのではなく
て、からだだけでいいという考え方は、私ど
もも全然同感であります。常々税制上
の特別措置につきましては、そういう
税の優遇によって刺激を与えるという
ことが眼目であろう。政府としても、
ことよりも、やはり経済政策全般を大
きく援用して強い経済——これはこの
場合に限りませんけれども、そういう
ことを減らしていく、特に全体が重い現在
でありますから、そういう考え方でおり
ます。輸出激励につきましても、やは
り経済がうわつかないよう、そして
企業もうわつかないよう、商社もう
わつかないよう、そういう方向で強
い態度でいかなければならぬというよ
うな意味でわれわれは考えておりま
す。そこで、平岡委員の言われる点は全然同
感であります。従いまして、特別措置
の一環としての本制度についても私
どもとして、問題なく、たとえばよく
いわれますように、恒久的にやれとい
うような気持は持っております。まことにはずれ
てありますけれども、そういう事情に
免じてお許し願いたい、御了解願いた
いこととあります。

○原政府委員 さて、あなたの方の今回出
された法律案に対しては、私どもはそ
う心から賛成だというわけにはいかな
いのです。特に八月一日までさかの
ばつてまでやらなければならないとい
うことは、私はまだ納得できません。
あなたの方説明でも納得できないのです
が、なお補足的に御説明いただければ
幸いです。

○原政府委員 基本的に、こういうワ
クチンでいかに対処するのではなく
て、からだだけでいいというワ
クチンでいかに対処するのではなく
て、からだだけでいいという考え方は、私ど
もも全然同感であります。常々税制上
の特別措置につきましては、そういう
税の優遇によって刺激を与えるという
ことが眼目であろう。政府としても、
ことよりも、やはり経済政策全般を大
きく援用して強い経済——これはこの
場合に限りませんけれども、そういう
ことを減らしていく、特に全体が重い現在
でありますから、そういう考え方でおり
ます。輸出激励につきましても、やは
り経済がうわつかないよう、そして
企業もうわつかないよう、商社もう
わつかないよう、そういう方向で強
い態度でいかなければならぬというよ
うな意味でわれわれは考えておりま
す。そこで、平岡委員の言われる点は全然同
感であります。従いまして、特別措置
の一環としての本制度についても私
どもとして、問題なく、たとえばよく
いわれますように、恒久的にやれとい
うような気持は持っております。まことにはずれ
てありますけれども、そういう事情に
免じてお許し願いたい、御了解願いた
いこととあります。

う觀念がある。輸入業者はまるまるあ
うけておるのに、輸出業者が汗だくだ
くでやる必要はない。これを汗だくだ
くでやれというのには、相当恩恵を与
えてもいいだろうという、基準の置き方
の違う議論とか氣配があると思うの
です。こういう点は、業界自体として
も大いに反省してもらわなければなら
ぬ問題であると思うのです。たとえば、
私どもがこの夏行きましたイギリスでの
印象、これは日本とまるで著しく
いコントラストをなしております。イギ
リスのいろいろな貿易政策からわれ
われが教えられた点がござりますが、
そのまず第一は、ボンドの国際収支の
安定という基本的な経済政策について
の国内の認識、あるいは協力というう
のが実に徹底しておるということ。わ
が国の産業界の言い分などを聞いてみ
ますと、国際収支の過超であるとか、
これの改善ということは政府のやること
で、私企業の関心する事でないとい
ふった考え方がないでもないのです
が、イギリスの場合におきましては、
銀行にしましても事業会社にしまして
も、国民經濟的利益についての配慮と
いうか關心というものが、はるかに深
いと思ひます。そうした英國民の全般
的な健全な一つの意識に比べまして、輸
出の改善はおるか、日本經濟はまさに
危機の前夜に立つておる、こう言わざ
ざるべき法律案ですが、これをきつ
かげに、やはりそりを正して、日本の
經濟の事態が危機にあるということを

直視して、一生懸命業界にもざとすべ
きものはさとして、わがままを言わせ
ないという強い態度をとるべきである
と思う。私どもに課せられた、あるい
は政府に課せられたことは、そういう
ことを反省することから始めねばなら
ぬと思うのです。膏薬みたいなもので
ばかりと出し、しかも大してききもし
ない膏薬のために数十億を投するとい
うようなことは、国民に対する不信感
がです。日本の経済自身が貿易に依存
しておる程度が高いだけに、かかる行
き方に対しても反省しなければなら
ない。私の危惧から申しておることとな
るので、こういう点は、やはり立法する
上におきましても深慮の考慮を払わね
たい、かのように思います。

アメリカとか、あるいはソ連に対抗できない、そこでヨーロッパの国々が一つになつて、全人口と全資源をあげましてヨーロッパ共同体とか、あるいは共同経済圏といつものを作り上げて、そして次の世界経済に臨んでいく、こういう傾向は顕著な事実であります。従いまして、すでにそういうふうな行き方の具体的な表われとして、EPU決済の問題、あるいは石炭鉄鋼共同体、あるいは今度フランスの議会の批准を得まして来年度から発効されるヨーロッペ共同市場条約、こういう一連の動きと申しますようか、施策と申しましようか、これが現実に踏み出している。こういう事態に対処しまして、経済スタッフが少しづつドイツならドイツだけに駐在している、イギリスならイギリスだけに駐在している、これでも効果はありますが、ヨーロッパ全体をつかむために、この人事の配置方式を変えることの要請です。経済スタッフを集中的に在欧駐屯として、イギリスならイギリスに駐屯せしめ、そこから各国を定期的にしょっちゅう回つて情報をつかむ仕組みにしたい。それが予算的にできなければ、経済関係の各國駐在員が一ヶ月なら一ヶ月に一べんどころかの場所に集まつて話をする、こういうふうにやつていかねど、ちょっと工合が悪いよう思うのです。そういう希望も聞かされ、私どもはそれは必要だというふうに思つたのですが、そのことにつきまして、外務省関係者がおりませんが、何か為替局等におきましてお考えがあるかどうか、お伺いします。

問題になりますので、実際の動かし方について詳しく述べるわけではございませんけれども、御承知の通りに、とにかく中南米は中南米、歐州は歐州という工合に集まりまして、会同いたしておることがございます。それからまた御承知通りに、移動大使が最近出かけられました機会において、各地のそれぞれの経済担当者が集まりまして、いろいろ御相談をしておる、というふうな工合で、だんだん御趣旨のような線に進んでいくのだろうと思っています。それはけつこうなことだとわれれ思っております。ただそれで予算が足りるか足りぬかといふ問題になりますと、為替局からお答えもって下さいまして、為替局からお答えつづいて、政務次官からお答え願つたらどうかと思います。

ます。ドイツの輸出伸張には、理由はいろいろありますようが、ダイルヘルム・ホッケとの会見でわれわれがくみ取ったことは、マルクの価値維持に対して精魂を打ちこんできた、この点に心を打たれました。日本におきましては、財政金融一体論ということですっています。ところがドイツの場合は、これと対照的に、財政と金融は別だという建前に立つております。両者はチエック・アンド・バランスに立つべきだといっております。私どもがヴィルヘルム・ホッケに会いましたときに質問を呈しました、この事情を一つ御披露したいと思うのです。私どもがファンクフルトのバンク・ドイッチェレンダーに彼を訪ねました七月四日の日であります。そのときに私どもは、四つの質問を用意したのです。これは、めったに応諾を示さない会見を、われわれが日本の国会議員であり、大蔵委員であるという理由のために、まれなる応諾として示してきたのですから、私もどとしましても、これはわれわれ自身もためされる、こういうふうに思いましたので、ホテルに着きましたのが夜すいぶんおそくだったんですが、一時ごろまで話をしまして、この質問事項を練ったのです。そこで呈しましたヴァイルヘルム・ホッケへの質問の第一は、貴下は財政と金融は全然別個の性格と使命を持つものとして、かつその方針を堅持されている様子だが、日本では、財政金融一体論の財政を行なっているが、これの講評をしてください、これが第一点でした。そうすると彼が言うのに、一九四八年、通貨改革が行われ——この内容は、マルクを十分の一に切り下げたことです。その際

ドイツ連邦銀行ができ、十二州の州中
央銀行を統轄する現ドイツ連邦銀行制
度ができ上った。自分が總裁になつた
が、就任以来自分の考えは一貫してい
る。それは、第一次世界大戦後のイン
フレの災禍の経験に徴して、マルクの
価値維持はドイツにとって至上命令で
あるという立場である。財政は選舉民
に迎合する予算作成を反映し、時の政
治によって浮動し、大体において拡大
していく。ところが政治、財政等は時の
政府の方針ゆえ一時的なものだが、マ
ルク価値維持は永久的な大切な国家の
事柄である。私は、価値維持のために
は、金融は独自の立場を貫くべしとし
て、ドイツの金融施策の衝に当つてきて
た。断片、現象的なものの恣意にドイ
ツ・マルクの永遠的価値をまかせてし
まうわけにはいかない、少くともドイツ
においては、今なおこの方針を私は
堅持しておる、こういうことです。こ
れは非常に示唆の多いことなんですね。
日本の場合でも、租税特別措置法と
か、そういうことでいろいろやります
が、根本的には、日本のバック・ド
ア・マークットの為替レートが示すよ
うに、対米費比価は三百六十円ではな
しに、四百二十円くらいです。二割の
格差がございます。こういうこととかす
べて現在の日本の國の輸出振興をはば
んでいる大元であろうと思う。だから
輸出振興を真にやるのなら、やはりこ
の価値維持の問題、日本の円貨の価値
維持の問題、こういう点が根本的に顧
みられなければならぬと思うのです。
貿易施策というものは、麦の穀を引つ
こ抜いて成長の度合いをはかるという
ような短兵急な施策ではないに、やは
り時はかかるとも、こういう基本的な

立場というものを貰っていく、こういうことにならぬと想います。ですから、そういう基本尺度から、われわれはここへ出てきた法律案といふものも吟味していかなければならぬと思うのです。日本で、五月に初めてとられた政策金利、公定歩合の引き上げ、これは日本では初めてなんですが、イギリスにしても、ドイツにしても、四年來、數えてみましても、おののの国で七回以上とられています。こういう点を顧みまして、日本の貿易振興のための総合施策が一日も早く完成されることを心から希望するわけなんです。たまたまここに出てきた粗糲特別措置法があまりにもお粗末なんです、われわれは日本のためにほんとうに憂えざるを得ない感じを抱くわけなんですね。

それからついでですから、ヴィルヘルム・ホッケに対する他の質問の経過をちょっと申してみたいと思うのです。第二問といたしましては、ドイツの近來のすばらしい輸出増高はヨーロッパを席巻し、ためにEPUの存在に危機を招来しているといわれているが、御所見いかがこういう質問をしたのです。そうしたら、彼が言うには、ヨーロッパのEPUの危機がドイツの輸出増高のために起つておるというならば、これは当らない。道を譲るべきはドイツの側ではない。フランスの悪口を言いたくはないが、フランスこそフランを切り下げればよろしい、そうすればこのEPUの危機の問題ばかりでなしに、すべてのヨーロッパの経済の暗雲が取り除かれる、こういうように答えていました。参考までに申し上げますが、その後、八月の十日ですか、フランスは

フランを切り下げました。それから第三番目に呈した質問は、これは、日本はびいびい言つておるのですから参考にはなりませんが、シャハトの、ドイツの保有外貨五十億ドルを、またはその多くの部分を、在外投資すべしとの所論があるが、あなたはこれをどう思われるか、もしいなどするならば、あなた自身ならば、この運用をどういうふうにやつていくか、こういう質問をしました。そうしたら、彼はきわめて、にべもなく言いました、シャハトは現在政府の責任の衝にない人なんだ、だから、こういう思いつきのことにはわれわれは関心を持つておらない。責任の衝にないシャハトの所論は、一つも興味を持つておらぬ、こう答えました。彼には、国会答弁の技術のこときものはみじんありません。非常にまともに答えてきました。後段の、もしあなたがいなとされるなら、あなたはどういうように運用されるかということについては、三十五分の会見時間ではとても間に合わぬから、後刻私の独文でのパンフレットを差し上げますといって、これをよこしました。これは全部翻訳して御紹介すればいいのですが、結局大要是、五十億ばかりのものをわいわい言うことはない、こんな額は大したことではないというものが結論のようです。

いてみたんです。これは、社会党には少しど都合が悪いけれども、彼の答へはこの事項ではないから、ドイツの公的表明は差し控えます。しかしあえて私見を申せというならば、次のように考えておる、大戦の残滓、これは一切ぎれいにすべきものと考えておる、あたかも対英借款十億ドルを直ちに返した方がよいのと同様だ、こういう答えをしました。以上われわれの四つの質問に對しまして、彼は右の通り、まともに答えてきています。しかも回答は、いずれも筋が通つております、明快であります。西ドイツの戦後の経済、産業を指導して誤またざりし金融操作によって空前の繁栄をドイツにもたらした、金融政策の大元締めとしての風格と達識がうかがわれました、わずか三十五分の会見でしたが。

みると、ドイツの方の取り分が多いと
いうことを計算しているのです。ドイ
ツの金融の焦点に立つ人ですから、達
識であることは、これは当たりまえとい
えれば当たります。だから、私どもの
貿易施策の論議と立法におきまして
も、やはり根本的なものをもう一回よ
く見きわめるということ、いたずらに
枝葉末節において、時とすれば業界に迎
合しておるとすら疑われるような法律
案を出し回つても、貿易の振興にはな
らぬということを申し上げたかったの
であります。いささかこの法案とは直
接関係なかつたかもしませんが、こ
の際こういう事例を申し上げまして、
大蔵省当局の各位の一種の御警起を
願うわけです。そこで、大蔵大臣等に
はまた質問の機会があろうと思うの
で、きょう私自身としましては、この
程度で終ります。

昭和三十二年十一月九日印刷

昭和三十二年十一月十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局